今年度の町県民税申告相談会場は町生涯学習センターです

所得税の確定申告が必要な人

・事業者や不動産収入のある人、土地や建物などを売った人で、平成31（令和元）年分の所得合計が、基礎控除、配偶者控除などの所得控除の合計額を超える人
・給与所得者で、次のいずれかに当てはまる人
①給与の年間収入が、2,000万円を超える人
②２カ所以上から給与を受けている人（年末調整合算者を除く）
③給与所得以外の所得が20万円を超える人

住民税の申告をしなくていい人

・所得税の確定申告をする人
・給与以外に収入がなく、年末調整が済んでいる人
・公的年金以外に収入がなく、年金収入が98万円以下（65歳以上は148万円以下）の人

申告にはマイナンバーカードが必要です

申告の際は、本人と扶養親族のマイナンバーカードの両面コピー（マイナンバーカードを持っていない人は通知カードのコピーと免許証などの身元確認書類）を申告会場にお持ちください。
マイナンバーカードの発行は地方公共団体情報システム機構が行っています。マイナンバーに関するお問い合わせは次のフリーダイヤルをご利用ください。
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

（本人・扶養親族確認書類）

マイナンバーカードを持っている人

（表）　（裏）

両面のコピー

マイナンバーカードを持っていない人

通知カードのコピー

＋

●住基カード　●運転免許証
●保険証　●パスポート
●身体障害者手帳
などのうちいずれか１つ

税務署の休日開庁

確定申告期の閉庁日（休日）対応を実施します。平日に申告相談ができない人はご利用ください。
●日時　２月24日（月）、３月１日（日）
午前９時～午後４時
●場所　熊本城ホール（１階展示ホール）

医療費控除がある人は

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費等の領収書の添付又は提示が不要となりました。
なお、加入している健康保険から送られてくる「医療費のお知らせ」がある場合は、「医療費のお知らせ」を添付することによって、明細書の記入を省略することができます。

医療費控除の明細書の作成

「医療費控除の明細書」は、国税庁ホームページでダウンロードできるほか、役場税務課窓口にも準備していますので、申告までに作成をお願いします。

農業・営業・不動産所得がある人は

農業所得や営業所得、不動産所得がある人は、平成31年（令和元年）中の収入金額と必要経費をまとめた「収支計算書」を自身で作成し、申告相談会場に持参してください。
「収支計算書」を持参しない場合は、申告相談をお断りする場合があります。簡易な収支計算書（表計算）を町ホームページに掲載していますのでぜひご活用ください。

申請に必要な書類

・マイナンバーカード（持っていない人は「通知カード」および免許証などの「身元確認書類」）
・源泉徴収票（給与・年金）
・支払調書（報酬・謝金等）
・医療費控除の明細書
・各種保険料の控除証明書
・社会保険料（国保・社保・国民年金など）の金額が確認できる書類
・収支内訳書
・その他、収入・控除対象額などがわかる書類
・印鑑、通帳（収入の確認ができないときのため）
・雑損控除の繰越金額がある場合は、平成28年以降分の申告書の控え

障害者控除対象者認定書

障害者手帳を持っていない65歳以上の高齢者で、介護保険による要介護・要支援認定情報によっては障害者控除対象者認定書が交付される場合があります。この認定書によって確定申告または町県民税申告の際に障害者控除を受けることができます。
なお、寝たきり度・認知度により判定を行いますので、要介護認定を受けている場合でも該当とならない場合があります。あらかじめご了承ください。
●問い合わせ　役場介護保険課　☎096(293)3511

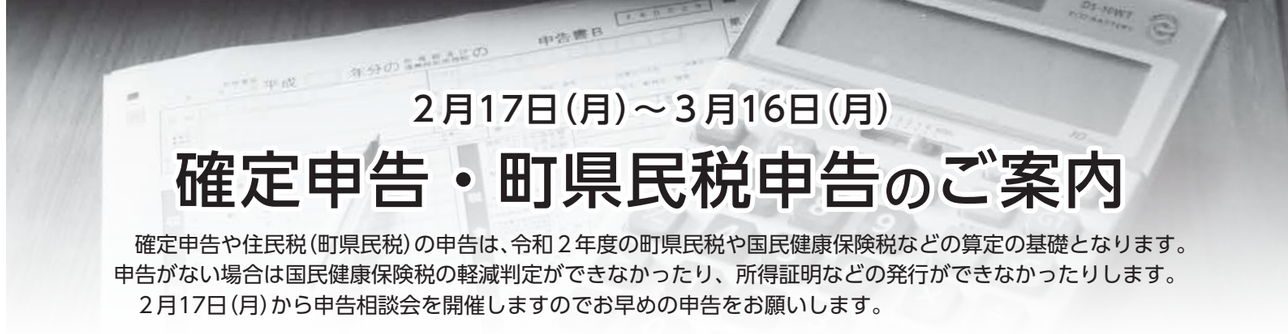

２月17日（月）～３月16日（月）

確定申告・町県民税申告のご案内

確定申告や住民税（町県民税）の申告は、令和２年度の町県民税や国民健康保険税などの算定の基礎となります。申告がない場合は国民健康保険税の軽減判定ができなかったり、所得証明などの発行ができなかったりします。
２月17日（月）から申告相談会を開催しますのでお早めの申告をお願いします。

●問い合わせ

町県民税申告に関すること	役場税務課	住民税係	☎096(293)3117
確定申告（所得税）に関すること	菊池税務署		☎0968(25)2121

確定申告（所得税）

▶期間　２月17日（月）～３月16日（月）
※土・日・祝日は休みです
▶時間　午前９時～午後４時
▶会場　菊池市役所七城支所　２階会議室
（菊池市七城町甲佐町74-1）

●南九州税理士会菊池支部の確定申告無料相談

日　付	時間・会場
２月３日（月）～14日（金） （新規住宅借入金控除のみ） ２月17日（月）～28日（金） ※土・日・祝日を除く	午前９時～午後４時 菊池市役所七城支所 ２階会議室

町県民税（国民健康保険税）申告

今年度の相談会場は町生涯学習センターです

▶期間　２月17日（月）～３月16日（月）
※土・日・祝日は休みです
▶時間　午前９時～11時
午後１時～３時
▶会場　町生涯学習センター　中会議室

会場の混雑を避けるため小学校区ごとに日程を指定していますので、ご協力をお願いします。
国民健康保険に加入している人が申告しない場合は、保険税の軽減判定ができません。町内居住家族の「税の扶養」に入っている人を除き申告をお願いします。
※相談者が多いときは早めに受付を終了する場合や、申告の内容によっては菊池税務署をご案内する場合があります。

町県民税申告相談をお断りする申告

以下の申告は、町の申告会場では申告できません。
所得税の申告相談（菊池市）で申告を行ってください。
・青色申告、消費税、贈与税、相続税の申告
・譲渡所得（土地・建物・株式）の申告
・山林所得の申告
・配当、ＦＸ取引、先物取引などの所得がある場合の申告
・過年分（平成31年分以前）の修正申告、更正の請求
・ビットコインなどの仮想通貨の申告
・初年度の住宅借入金等特別控除

●申告日程表

日　付	対象小学校区
２月17日（月）	美咲野小
18日（火）	美咲野小
19日（水）	美咲野小
20日（木）	大津小
21日（金）	大津小
25日（火）	大津小
26日（水）	大津小
27日（木）	室小
28日（金）	室小
３月２日（月）	室小

日　付	対象小学校区
３月３日（火）	室小
４日（水）	大津南小・大津東小
５日（木）	大津南小・大津東小
６日（金）	大津南小・大津東小
９日（月）	農業所得のある人
10日（火）	農業所得のある人
11日（水）	農業所得のある人
12日（木）	大津北小・護川小
13日（金）	大津北小・護川小
16日（月）	大津北小・護川小

●年金受給者の人の先行相談会

収入が年金のみの人で、医療費控除や扶養控除などを申告される人の申告書作成会を先行実施します。お住まいの小学校区を確認してご来場ください。

日　付	時間・会場	対象小学校区
２月12日（水）	午前９時～11時 午後１時～３時 町生涯学習センター中会議室	大津小・大津南小・大津東小・美咲野小
２月13日（木）		室小・護川小・大津北小